

スクールカウンセラーの効果的な活用のために

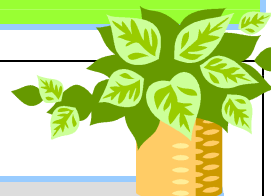
福島県教育委員会

学校における教育相談体制において、スクールカウンセラー等の果たす役割は大きくなっています。いじめが社会的な問題となった平成7年度に臨床心理の専門家として初めて学校に導入されたスクールカウンセラーは、平成13年度には国の補助事業となり、児童生徒の多様な悩みや相談に対応するため、その後順次拡大されていきました。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災や原子力発電所の事故は、本県に多大な被害をもたらしました。被災した地域の学校及び避難した児童生徒を受け入れている学校等の児童生徒等の心のケアにあたるため、国の緊急スクールカウンセラー派遣事業を活用し、平成24年度より、全ての高等学校と中学校、平成29年度は小学校136校にスクールカウンセラーを配置しました。

各学校で様々な活用がなされてきたスクールカウンセラーですが、更に効果的な活用を図るために、カウンセラーの役割や学校の受け入れ体制等についてまとめました。

スクールカウンセラーの役割



不登校、いじめ、非行等、多様化・深刻化する児童生徒の問題に対して、学級担任はもちろん生徒指導主事、養護教諭、管理職等、複数の教職員で連携を図りながら対応する指導体制や教育相談体制を充実させていく必要がある。そこで、臨床心理に関する高度な「専門性」と、児童生徒等が気兼ねなく相談したり、第三者的立場から学校の相談体制等を見たりすることができる「外部性」を有するカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者へのカウセリング、教職員への指導・助言等を行うことが、問題行動の未然防止や解決に有効であり、児童生徒、保護者はもちろん、学校（教職員）からもその必要性が強く求められている。

配置日数・時間増の要望が強いが、現状の配置時間の中でどのように有効活用するかを前提として考えたい。「週6時間ではしょうがない」から「週6時間をどう生かすか」への発想の転換が必要である。

- スクールカウンセラー等活用事業の効果として、次の点があげられる。
 - ① スクールカウンセラーの専門的な立場からの教育相談、教師への助言等は、児童生徒、教職員、保護者にとって大きな支えとなる。
 - ② 生徒指導委員会や不登校委員会等にスクールカウンセラーを位置付け、不登校等の問題行動の状況の共通理解が図られ、具体的な対応策が協議されることで、組織的な対応が推進されている。担任、養護教諭等の生徒理解も深まり、自信をもって指導・支援に当たることができる。
 - ③ 教員へのコンサルテーションの充実により、教員の生徒への指導・支援がスムーズにできるようになる。
 - ④ 近隣の小学校からの相談にも対応することで、中学校への円滑な接続を図ることができる。
 - ⑤ 生徒や保護者への支援だけでなく、校内研修の講師や生徒指導委員会に参加するとともに、子育ての視点からPTA向けの講演会や研修会の講師など、幅広く活用する学校も増えてきた。
- 各学校においては、教育相談体制を充実する観点から、スクールカウンセラーをチーム学校の一員として位置付け、スクールカウンセラーの役割、業務等を明確にし、全教職員が共通認識を持つことが必要である。また、児童生徒が抱える問題や悩みに関して、プライバシーに配慮しつつ、適切な連携の観点から、必要な情報の共有を行うことが大切である。各学校においては、教員がスクールカウンセラーから専門的な助言を得たり、職員室にスクールカウンセラーの机を置くなど、お互いの情報交換が日常的に可能となるよう学校運営上の工夫が求められる。

■ スクールカウンセラーは、次のような児童生徒が抱える問題に、チーム学校において心理の専門家として多くの役割を担っている。

- ① 児童生徒に対する相談
- ② 保護者や教職員に対する相談・助言
- ③ 校内会議等（生徒指導委員会、生徒指導協議会等）への参加
- ④ 教職員や保護者、児童生徒への研修や講話
- ⑤ 相談者への心理的な見立てや対応
- ⑥ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦ T・Tによる授業（道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間、各教科等）
- ⑧ 小・中・高等学校との連携（授業訪問、保護者予約相談、教職員・保護者研修等）



■ スクールカウンセラーが相談に当たる児童生徒の相談内容は、不登校に関する内容が最も多いが、いじめ、友人関係、リストカット等の自傷行為やその他の問題行動などますます多様な相談に対応する必要性が生じている。

■ また、近年、様々な課題に直面する学校現場でストレスを抱える教員が増加しており、こうした教員のメンタルヘルスに求められるスクールカウンセラーの役割も期待されている。

■ スクールカウンセラーには、教育相談に関するコーディネーターの役割も期待されるとともに、特別活動や道徳の時間などの授業に参加する取組みも可能である。

■ スクールカウンセラー配置校に実施したアンケート調査によると、配置校の約半数の中学校で、生徒指導に関する定例会議にカウンセラー等に出席してもらい、指導・助言を受けている。配置時間の問題や勤務日と時間割との関係等から、カウンセラー等の出席が難しい学校もあるが、定例会議の中にカウンセラー等を位置付けることによって、事例に応じた専門的な助言等を受け、問題の改善や解決につながった事例が多く報告されている。また、週1回開催の生徒指導委員会はもちろん、月1回開催の不登校対策委員会をカウンセラー等の勤務日に合わせ、事例研究等を実施している学校もある。更に、学年会へのカウンセラーの参加により、具体的なアドバイスを受けているケースもある。こうした活動は、カウンセラー等からの申し出を待つのではなく、学校からの働きかけが重要である。

■ 配置時間等の制約を考えると、すべての相談業務をカウンセラー等のみに委ねることは困難な状況にある。したがって、学校等の実情に応じて、日々児童生徒に接する教職員へのコンサルテーションや事例検討会・研修会の企画等を中心に活動内容を見直すとともに、教職員のカウンセリング技術の向上のためにも、カウンセラー等の活用方法を工夫する必要がある。

学校の受け入れ体制の整備

カウンセラーは、チーム学校の一員であるということを最初に理解してもらうとともに、学校として、カウンセラーに「何をしてほしいのか」、活用のビジョンを明確にする必要がある。

事前の準備（例）

1 カウンセラーへの説明 及び 協議

- 学校の概要や児童生徒の実態等
- 学校としてのカウンセラー活用のねらい、重点事項等
- 学校の生徒指導体制・教育相談体制等
- 具体的相談手順等
- 校舎案内等

□ 学校の教育相談体制を構築し、その中でカウンセラーを活用するという考え方が大切である。逆にカウンセラーを活用することによって、教育相談体制を確立していくことにつなげるようにする。

2 関係資料の提供

- 学校要覧、学校案内パンフレット、校内組織図等
- 年間行事予定表、月・週行事予定、時間割
- 児童生徒名簿・生徒写真等、職員名簿
- たより関係（随時）

- 学校の教育活動全般に関する情報や、児童生徒の実態、関係団体等の活動に関する情報を提供する。なお、個人情報の取扱いには十分注意する。
- 学校の組織や動きなど、早期の理解・把握に資する情報を提供する。

3 校内組織の整備

- 教育相談コーディネーター（教員）の設置
- 校務分掌におけるカウンセラーの位置付け（生徒指導、教員相談、生徒指導委員会等）

- 教育相談コーディネーターは、関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等に向けて調整役として活動する役割をもつ。

4 相談場所等の確保

- 相談室の設置と環境整備
- 下駄箱、ロッカー、机（職員室にもあればよい）、文具、茶道具、暖房器具、出勤簿、テーブル等

- 職員室にもカウンセラーの居場所（机・椅子等）があると、教職員との情報交換等において有効である。

5 申込手続きの周知と相談手順の確立

- 生徒・保護者への連絡、教職員への説明
- P T A総会等での紹介
- 申込手順の周知、相談窓口等の設置
- 相談者や相談内容に応じた手順等の確立
- 誰がいつどのようなカウンセリングを受けたのか確認できる表簿（日誌・面談予定表等）の作成

- 学校だよりや通知等を作成し、カウンセラーの紹介、相談日・時間・場所、手順、年間計画等を周知する。
- カウンセラーとの協議に基づいて、児童生徒に関する情報の収集や、カウンセリング希望の取りまとめ、カウンセリング活動の報告などの手順について定める。
- カウンセラーが誰といつどのようなカウンセリングを実施したか確認できる表簿（記録簿）を作成する。

配置後の学校の取組み（例）

1 紹介・広報

- 教職員・児童生徒・保護者への紹介
- カウンセラー来校予定の周知

- 全校（学年）集会などでカウンセラーに講話をいただいたり、定期的に「教育相談室だより」を作成・配布したりすることにより、効果を上げている例が多い。

2 相談環境の整備

- 事務用机（カウンセラー専用）、机・椅子（相談用）
- 文具、湯茶の用具、テーブルセット（ソファ等）
- 記録簿、申込用紙、申込用紙入れポスト
- 教育相談関係書籍等

- 事務用机は、書類保管のため、鍵のかかるものが望ましい。
- 相談室は、来談者の出入り等に考慮した場所に設置するのが望ましい。
- 相談スペースのための間仕切りがあるとよい。
- 相談室にソファ等があるとよい。



3 教育相談体制の整備

- 教育相談コーディネーター（教員）との連携の確立
- 学級（ホームルーム）担任との連携の促進
- 養護教諭との連携の確立
- 生徒指導委員会等への出席
- 研修会・講演会等の開催

- 教育相談コーディネーター（教員）は、カウンセラー不在時に児童生徒等の相談を担当するとともに、カウンセラーによる相談の受付及び相談予定の作成を行うなど、カウンセラーと相談者、カウンセラーと学級（ホームルーム）担任とのパイプ役となる。
- 養護教諭は、保健室を利用する児童生徒のニーズをとらえ、教育相談コーディネーター（教員）や学級（ホームルーム）担任と連携してカウンセラーに情報を提供し、相談までの橋渡しをする。

4 活動の掌握と改善

- 記録簿の確認と点検
- 校内体制の改善
- 新たな活用への取組み
- 事例研究会や研修会の開催

- 生徒指導委員会や事例研究会等での情報交換や対応策についての協議を行う。
- カウンセリングの状況や、児童生徒や保護者、教職員の要望等に応じて、校内組織やカウンセリング活動の方法等の改善を図る。
- カウンセリング活動以外に、学級（ホームルーム）活動における活用、校内研修会やPTA研修会の講師としての活用なども考えられる。
- カウンセラーがいない日に、教員・家庭等がどのようにかわるかのコンサルテーションが重要である。カウンセラーを含めた組織としての在り方を常に見直すことが必要である。

- ◆ 学校によっては、カウンセラーを心の教室相談員と同様にとらえている場合がある。相談室等において児童生徒の勉強をみたり、話し相手になったりする存在としてとらえるのは誤りである。
- ◆ 授業時間のカウンセリングについては、学校の考え方を一本化しておく。臨機応変な対応も必要である。
- ◆ 「守秘義務」について、カウンセラー本人と必ず確認をする。カウンセラーは校内の教育相談チームの一員として働くことになるので、「チーム内守秘義務」、「集団内守秘義務」としてとらえる視点が必要である。

—— スクールカウンセラー（SC）の効果的な活用のためのチェックリスト ——

- ◆ 自校における教育相談体制について
 - SCの担当教員が決まっている。
 - SCを校務分掌上、組織内に位置付けている。
 - SCを定例会議（生徒指導委員会、教育相談部会等）に出席させている。
 - 児童生徒に対して、全校集会等でSCを紹介した。
 - 広報（学校だより、学年だより等）等でSCを紹介した。
 - SC専用の相談室がある。
 - SC用（相談室用）の専用電話が設置してある。
 - 職員室にSCの机・椅子がある。
- ◆ スクールカウンセラー等の活用について
 - SCの活動について、全職員で共通理解を図っている。
 - 児童生徒、保護者に対し、相談の日時・方法等の周知に努めている。
 - 相談内容について、必要に応じてSCとの情報の共有ができている。
 - 教職員とSCが互いの信頼関係のもと、協力的に活動できている。
 - SCを通して関係機関（児童相談所、医療機関等）との連携を図っている。
 - SCの活用について、学校のビジョンが明確になっている。



【参考・引用文献】「児童生徒の教育相談の充実について～生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり～」 H19年7月

「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」 H29年1月

ともに教育相談等に関する調査研究協力者会議